

最高裁秘書第971号

令和4年3月30日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和4年3月23日に答申（令和3年度（情）答申第45号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（情）諮問第26号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和3年10月22日（令和3年度（情）諮詢第26号）

答申日：令和4年3月23日（令和3年度（情）答申第45号）

件名：仙台高等裁判所における罷免の訴追を受けた裁判官の職務停止に関する最高裁判所からの通知文書に関する不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「最高裁判所から送付された、罷免の訴追を受けた裁判官の職務停止に関する通知文書（直近の事例に関するもの）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、仙台高等裁判所長官が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、仙台高等裁判所長官が令和3年9月17日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

公務員の職務の遂行に係る情報であるし、弾劾裁判所の対審及び裁判の宣告は公開の法廷で行われる（裁判官弾劾法26条）ことからすれば、本件開示申出文書の存否は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に定める不開示情報に相当しないといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件開示申出文書は、最高裁判所から原判断庁に送付された裁判官訴追委員会から直近において罷免の訴追を受けた裁判官の職務停止に関する通知文書であるところ、当該文書の存否を明らかにすると、直近において訴追され、さらに職務停止を受けた原判断庁所属の裁判官の存否（以下「本件存否情報」とい

う。)を開示することになる。この情報は、仮に該当する裁判官が存在した場合において、当該裁判官に関して入手可能な他の情報と照合することにより、当該裁判官が訴追され職務停止の決定を受けた事実という情報が明らかとなつて当該裁判官の権利利益を害するおそれがある(法5条1号後段)。

2 苦情申出人は、公務員の職務の遂行に係る情報であるし、弾劾裁判所の対審及び裁判の宣告は公開の法廷で行われることからすれば、本件存否情報は法5条1号に定める不開示情報に相当しない旨主張するが、当該公開の限度において弾劾により罷免の裁判を受ける裁判官に関する情報が明らかにされることがあるとしても、そのことをもって直ちに、本件存否情報について、法令の規定又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報(法5条1号ただし書イ)に相当するとは認められない。

また、裁判官が職務停止の決定を受けたことは、当該裁判官の職務遂行に係る情報ではないから、本件存否情報は同号ただし書ハに相当しない。

そのほか、本件存否情報が同号ただし書ロに掲げる情報に相当する事情も認められない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年10月22日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和4年2月18日 審議
- ④ 同年3月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出文書は、最高裁判所から原判断庁に送付された裁判官訴追委員会から直近において罷免の訴追を受けた裁判官の職務停止に関する通知文書であるところ、当該文書の存否を明らかにすると、本件存否情報が公になると認められる。上記の通知文書に係る情報は、仮に罷免の訴追を受けた裁判官が存

在した場合において、当該裁判官に関して入手可能な他の情報と照合することにより、当該裁判官が訴追され職務停止の決定を受けた事実という情報が明らかとなって当該裁判官の権利利益を害するおそれがある（法5条1号本文「又は特定」以下の部分）。

2 苦情申出人は、公務員の職務の遂行に係る情報であるし、弾劾裁判所の対審及び裁判の宣告は公開の法廷で行われる（裁判官弾劾法26条）ことからすれば、本件存否情報は法5条1号に定める不開示情報に相当しない旨主張する。しかし、弾劾裁判の公開によって罷免の訴追を受けた裁判官に関する情報が明らかにされることがあるとしても、そのことをもって直ちに、本件存否情報が法令の規定又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報（法5条1号ただし書イ）に相当するとは認められない。

また、裁判官が職務停止の決定を受けたことは、当該裁判官の職務遂行に係る情報ではないから、本件存否情報は同号ただし書ハに相当しない。

そのほか、本件存否情報が同号ただし書ロに掲げる情報に相当する事情も認められない。

したがって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

3 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委員長　雅子